

## 第115回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

### 連結計算書類

- ・連結注記表

### 計算書類

- ・個別注記表

### 監査報告書

- ・連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
- ・会計監査人の監査報告書
- ・監査役会の監査報告書

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

日本通運株式会社

# 連 結 注 記 表

## (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### A. 連結子会社の数は252社。

主要な連結子会社の名称は、「事業報告 1. 会社の現況に関する事項 (6) 重要な子会社等の状況」に記載しております。なお、出資持分の取得によりMD Logistics, LLC以下2社を、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、清算により日通広島流通サービス株式会社以下6社を、他の連結子会社との合併により日通札幌流通サービス株式会社以下9社を、株式の売却により北日本海運株式会社を、連結の範囲から除外しております。

#### B. 上記252社以外の日通エネルギー関東株式会社以下26社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### A. 持分法適用会社

関連会社 名鉄運輸株式会社以下25社

なお、株式会社の設立により日通リース&ファイナンス株式会社以下2社を当連結会計年度より持分法適用の範囲に含めております。

また、株式の売却により株式会社Fun Japan Communicationsを持分法適用の範囲から除外しております。

#### B. 上記25社以外の日通エネルギー関東株式会社以下非連結子会社26社及び東京港運株式会社以下関連会社38社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### A. 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっており、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法によっております。

時価のないもの 主として移動平均法による原価法によっております。

##### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

##### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

#### B. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は、主として定額法を採用しております。在外連結子会社は、主として見積耐用年数に基づく定額法を採用しております。

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定額法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。在外連結子会社は、主として見積耐用年数に基づく定額法を採用しております。

##### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## C. 重要な引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### (2) 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を計上しております。

### (3) 役員賞与引当金

役員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を計上しております。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員の将来の退職慰労金に備えるため、一部の連結子会社で役員退職慰労金を内規に基づく要支給額基準で計上しております。

### (5) 特別修繕引当金

船舶の修繕に備えるため、一部の連結子会社で過去の実績に基づいた見込額を計上しております。

### (6) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、一部の連結子会社で被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

## D. 収益及び費用の計上基準

### (1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

### (2) 完成工事高の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

## E. 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

## F. 消費税等の会計処理

当社及び国内連結子会社は税抜方式を採用しております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

## G. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。

## H. 退職給付に係る会計処理の方法

### (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

### (2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（2～15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（2～15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

なお、一部の連結子会社につきましては、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## （表示方法の変更に関する注記）

### 1. 連結貸借対照表

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めておりました「短期貸付金」並びに、「固定負債」の「その他」に含めておりました「長期リース債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

### 2. 連結注記表

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号、2020年3月31日）を当連結会計年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

## (会計上の見積りに関する注記)

### 固定資産の減損

#### 1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 12,835百万円（うち、警備輸送事業における減損損失10,773百万円）

#### 2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、その減少額を減損損失として計上しております。減損損失の認識及び測定は、割引前将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の算定において、正味売却価額算定上の仮定、使用価値算定のための将来の事業計画や割引率等、多くの仮定及び見積りに基づき実施されており、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、追加の減損損失の計上が必要となる可能性があります。

## (追加情報)

### 1. 業績連動型株式報酬制度

#### A. 取引の概要

当社は、中長期的な会社業績と企業価値の向上に対する貢献意識を高めることを目的として、取締役及び執行役員（社外取締役及び国外居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を2016年9月より導入しております。本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P 信託」という。）を用いた、当社の中長期の会社業績に連動する株式報酬制度であります。B I P 信託は、信託型インセンティブ・プランであり、会社業績等に応じて、取締役等に対し、当社株式の交付等を行う仕組みであります。

#### B. B I P 信託に残存する当社株式

B I P 信託に残存する当社株式を、B I P 信託における帳簿価格（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価格及び株式数は、644百万円及び122,354株であります。

### 2. 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度を適用することとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号、2015年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号、2015年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

### 3. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号、2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号、2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて会計処理を行っております。

#### 4. 新型コロナウイルス感染症の影響

当連結会計年度において、世界経済は新型コロナウイルス感染症とその抑制のための制限措置により歴史的な落ち込みとなりましたが、段階的な経済活動の再開と、各国政府の景気刺激策等の効果もあり、「第2波」「第3波」の感染再拡大の中でも、米国、中国等の主要国経済が牽引する形で緩やかな回復基調に転じました。

物流業界におきましても、サプライチェーンの寸断等で大きく落ち込んだ荷動きは、日本を含む世界各国における生産・販売活動の段階的な再開により持ち直しの動きに転じております。しかし依然として新型コロナウイルス感染症の影響は色濃く、総じて低調な荷動きに推移いたしました。また、国際輸送における本船スペース及び空コンテナ不足による需給の逼迫、航空貨物輸送では国際旅客便の運休が継続したことで慢性的なスペース不足となりました。

当社グループにおきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、昨年5月を底に回復傾向にあったものの、貨物輸送需要の縮小等が影響し、売上高は前連結会計年度に比べ減収となりましたが、コスト圧縮効果に加え、航空輸出の輸送需要が増加したこと等により、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、増益となりました。

このような状況の中、会計上の見積りにおける新型コロナウイルス感染症による当社グループの業績への影響は限定的であるとの仮定を置いた上で、のれん及び固定資産における減損損失の認識の判定や測定において会計上の見積りを行っております。

#### 5. リース事業の吸収分割及び貸付金の返済

当社の連結子会社である日通商事株式会社（以下、日通商事）は、当社が新設した日通リース&ファイナンス株式会社（以下、日通L&F）に対して、2021年3月31日付でリース事業を吸収分割の方法により承継させ、同日に日通商事が対価として受領した日通L&F株式を当社に現物配当させた上で、当社が保有する日通L&Fの株式を東京センチュリー株式会社に49%、損害保険ジャパン株式会社に2%を譲渡し、日通L&Fを持分法適用会社としました。これにより、連結損益計算書の特別利益において、投資有価証券売却益4,232百万円を計上しております。

日通L&Fのリース事業を継続する上で必要な資金については、2021年3月31日時点で当社の連結子会社である日通キャピタル株式会社（以下、日通キャピタル）が日通L&Fに138,419百万円貸し付けておりますが、2021年6月30日までに全額が返済される予定となっております。日通キャピタルは日通L&Fからの返済がされ次第、その一部を金融機関に返済する予定です。

#### (連結貸借対照表に関する注記)

##### 1. 担保に供している資産

定期預金	10 百万円	土地	1,222 百万円
建物	479 百万円		

##### 2. 担保付債務

買掛金	14 百万円	短期借入金	18 百万円
長期借入金	311 百万円		

3. 収用代替等により取得した有形固定資産の当期圧縮記帳額 564 百万円

4. 保証債務 8,324 百万円

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 96,000,000 株

### 2. 配当に関する事項

#### A. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	7,444	80.00	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	6,978	75.00	2020年9月30日	2020年12月2日

(注1) 2020年6月26日定時株主総会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

(注2) 2020年10月30日取締役会決議による「配当金の総額」には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金9百万円が含まれております。

#### B. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2021年6月29日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議いたします。

(1) 株式の種類	普通株式
(2) 配当金の総額	10,096 百万円
(3) 配当の原資	利益剰余金
(4) 1株当たり配当額	110 円
(5) 基準日	2021年3月31日
(6) 効力発生日	2021年6月30日

(注1) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金13百万円が含まれております。

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主として社債の発行及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金は主として固定金利による支払利息の固定化を実施しており、一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 現金及び預金	217,774	217,774	—
(2) 売掛金	348,810	348,810	—
(3) 短期貸付金	138,486	138,486	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	60,798	60,798	—
関係会社株式	8,099	4,417	(3,682)
(5) 買掛金	(175,906)	(175,906)	—
(6) 短期借入金	(27,660)	(27,660)	—
(7) 預り金	(60,369)	(60,369)	—
(8) 社債	(150,000)	(149,930)	70
(9) 長期借入金	(203,874)	(205,160)	(1,285)
(10) デリバティブ取引 (※2)			
① ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
② ヘッジ会計が適用されているもの	(74)	(74)	—

(※1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は、純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、並びに(3) 短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、短期貸付金は、1年以内に回収予定の長期貸付金を含めた金額を記載しております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 買掛金、(6) 短期借入金、並びに(7) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、短期借入金は1年以内に返済予定の長期借入金を除いた金額を記載しております。

(8) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。また、金利スワップの特例処理の対象となる長期借入金については、当該スワップと一体として処理された元利の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

(10) デリバティブ取引

① ヘッジ会計が適用されていないもの：連結決算日における契約額等、時価及び評価損益は次のとおりです。

該当ありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの：連結決算日における契約額等、時価は次のとおりです。

(1) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価 (※1)
				うち1年超	
金利スワップの特例処理	金利スワップ 変動受取 固定支払	長期借入金	10,000	10,000	(※2)
原則的処理方法	金利スワップ 変動受取 固定支払	長期借入金	50,000	50,000	△ 98

(※1) 時価については、取引先金融機関より提示されたものによっております。

(※2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価 (※1)
				うち1年超	
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル他	外貨建債権・債務 の予定取引	2,315	—	△ 62
	買建 米ドル		2,024	—	86
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル他	売掛金	1,764	—	(※2)
	買建 米ドル他	買掛金	2,966	—	

(※1) 時価については、取引先金融機関より提示されたものによっております。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金・買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金・買掛金の時価に含めております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額38,377百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。



## (賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社では、全国各地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）、駐車場（土地を含む）等を有しております。2021年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、7,499百万円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）、その他損益は2,476百万円（主に固定資産処分益として計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
35,569	△ 264	35,305	152,305

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度増減額の主な内容は、減価償却によるものであります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については不動産鑑定士による不動産調査報告書に基づく金額であります。

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	6,354 円 98 銭
2. 1株当たり当期純利益	604 円 79 銭

(注1) 役員報酬B I P信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、信託が保有する当社株式は、当連結会計年度末においては、122千株、当連結会計年度における期中平均自己株式数は、123千株です。

## (重要な後発事象に関する注記)

### 1. 単独株式移転による純粋持株会社体制への移行

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、2021年6月29日開催予定の当社定時株主総会における承認等の所定の手続きを経た上で、2022年1月4日（予定）を効力発生日とする当社の単独株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）により、持株会社である「NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社」（以下、「持株会社」といいます。）を設立することを決議いたしました。

#### A. 移行目的

持株会社体制に移行することにより、持株会社はグループ経営に特化することが可能となること、海外事業の更なる拡大を実現するグローバルガバナンス体制を強化すること、さらにグループ各事業の最適化や高度化を進め、迅速かつ正確な経営判断ができる経営管理体制を構築することを目的としております。

## B. 本株式移転の要旨

### (1) 本株式移転の方式

当社を株式移転完全子会社、持株会社を株式移転設立完全親会社とする単独株式移転方式です。

### (2) 本株式移転に係る割当の内容（株式移転比率）

会社名	NIPPON EXPRESS ホールディングス株式会社 (株式移転設立完全親会社)	日本通運株式会社 (株式移転完全子会社)
株式移転比率	1	1

#### (注1) 株式移転比率

本株式移転により持株会社が当社の発行済株式の全部を取得する時点の直前時における当社の株主の皆様に対し、その保有する当社の普通株式1株につき設立する持株会社の普通株式1株を割当交付いたします。

#### (注2) 単元株式数

持株会社は単元株制度を採用し、1単元の株式数を100株といたします。

#### (注3) 株式移転比率の算定根拠

本株式移転は、当社単独による株式移転によって完全親会社1社を設立するものであり、株式移転時の当社の株主構成と持株会社の株主構成に変化のないことから、株主の皆様は不利益や混乱を与えないことを第一義として、株主の皆様が所有する当社普通株式1株に対して持株会社の普通株式1株を割り当てることといたします。

#### (注4) 本株式移転により交付する新株式数（予定）

普通株式96,000,000株（予定）

ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、当社の発行済株式総数が変化した場合には、持株会社が交付する上記新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生に際しての当社が保有する自己株式の取扱いについては現在検討中であり、決定次第お知らせいたします。

## C. 本株式移転により新たに設立する会社（完全親会社・持株会社）の概要（予定）

- |               |                            |
|---------------|----------------------------|
| (1) 名称        | NIPPON EXPRESSホールディングス株式会社 |
| (2) 所在地       | 東京都千代田区神田和泉町               |
| (3) 代表者の役職・指名 | 代表取締役 齋藤 充                 |
| (4) 事業内容      | グループ会社の経営管理及びそれに附帯する業務     |
| (5) 資本金       | 701億75百万円                  |
| (6) 設立年月日     | 2022年1月4日                  |
| (7) 決算期       | 12月31日                     |
| (8) 純資産       | 未定                         |
| (9) 総資産       | 未定                         |

(注1) 上記のうち、(2)「所在地」における地番については、確定次第公表いたします。

(注2) (8)「純資産」及び(9)「総資産」は、確定次第公表いたします。

## D. 株式移転による会計処理の概要

企業会計上の「共通支配下の取引」に該当するため、損益への影響はありません。なお、本株式移転によるのれんは発生しない見込みであります。

## 2. 自己株式の取得

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議しました。

### A. 自己株式の取得を行う理由

株主への利益還元と資本効率の向上を図るため。

### B. 取得に係る事項の内容

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式                |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 2,000千株（上限とする）        |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 100億円（上限）             |
| (4) 取得期間       | 2021年4月30日～2021年8月31日 |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付       |

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### A. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### (2) その他有価証券

###### a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっており、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

###### b. 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

#### B. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

#### C. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品の評価は、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### A. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

#### B. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### C. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### A. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を引当計上しております。

#### B. 賞与引当金

従業員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を引当計上しております。

#### C. 役員賞与引当金

役員の賞与に備えるため、支給見込額の期間対応額を引当計上しております。

#### D. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

##### (1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

##### (2) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

E. 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態を勘案し、投資額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

F. 役員株式給付引当金

業績連動型株式報酬制度における株式交付規程に基づく当社の取締役等への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

A. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっており、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

B. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

C. 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

**（表示方法の変更に関する注記）**

1. 損益計算書

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「リース解約損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「雑支出」に含めております。また、前事業年度において、「営業外費用」の「雑支出」に含めておりました「賠償・和解金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

2. 個別注記表

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号、2020年3月31日）を当事業年度より適用し、（会計上の見積りに関する注記）を開示しております。

**（会計上の見積りに関する注記）**

固定資産の減損

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 11,625百万円（うち、警備輸送事業における減損損失10,773百万円）

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (追加情報)

### 1. 業績連動型株式報酬制度

#### A. 取引の概要

当社は、中長期的な会社業績と企業価値の向上に対する貢献意識を高めることを目的として、取締役及び執行役員（社外取締役及び国外居住者を除く。以下「取締役等」という。）を対象とした業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を2016年9月より導入しております。

本制度は、役員報酬B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P信託」という。）を用いた、当社の中長期の会社業績に連動する株式報酬制度であります。B I P信託は、信託型インセンティブ・プランであり、会社業績等に応じて、取締役等に対し、当社株式の交付等を行う仕組みであります。

#### B. B I P信託に残存する当社株式

B I P信託に残存する当社株式を、B I P信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、644百万円及び122,354株であります。

### 2. 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度を適用することとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号、2015年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号、2015年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

### 3. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号、2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号、2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいて会計処理を行っております。

### 4. 新型コロナウイルス感染症の影響

当事業年度において、世界経済は新型コロナウイルス感染症とその抑制のための制限措置により歴史的な落ち込みとなりましたが、段階的な経済活動の再開と、各国政府の景気刺激策等の効果もあり、「第2波」「第3波」の感染再拡大の中でも、米国、中国等の主要国経済が牽引する形で緩やかな回復基調に転じました。

物流業界におきましても、サプライチェーンの寸断等で大きく落ち込んだ荷動きは、日本を含む世界各国における生産・販売活動の段階的な再開により持ち直しの動きに転じております。しかし依然として新型コロナウイルス感染症の影響は色濃く、総じて低調な荷動きに推移しました。また、国際輸送における本船スペース及び空コンテナ不足による需給の逼迫、航空貨物輸送では国際旅客便の運休が継続したことで慢性的なスペース不足となりました。

当社におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響から、昨年5月を底に回復傾向に転じ、コスト圧縮効果に加え、航空輸出の輸送需要が増加したこと等により、増収増益となりました。

このような状況の中、会計上の見積りにおける新型コロナウイルス感染症による当社の業績への影響は限定的であるとの仮定を置いた上で、固定資産における減損損失の認識の判定や測定において会計上の見積りを行っております。

### 5. リース事業の吸収分割

当社の連結子会社である日通商事株式会社（以下、日通商事）は、当社が新設した日通リース&ファイナンス株式会社（以下、日通L&F）に対して、2021年3月31日付でリース事業を吸収分割の方法により承継させ、同日に日通商事が対価として受領した日通L&F株式を当社に現物配当させた上で、当社が保有する日通L&Fの株式を東京センチュリー株式会社に49%、損害保険ジャパン株式会社に2%を譲渡し、日通L&Fを持分法適用会社としました。これにより、損益計算書の特別利益において、投資有価証券売却益18,082百万円を計上しております。

(貸借対照表等に関する注記)

1. 保証債務		41 百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分掲記したものを除く)		
短期金銭債権	21,413 百万円	
長期金銭債権	548 "	
短期金銭債務	50,549 "	
長期金銭債務	5,741 "	

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高		
売上高	46,867 百万円	
営業費用	203,163 "	
営業取引以外の取引	14,078 "	

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数 4,337,612 株

(注) 上記の株式数には、役員報酬 B I P 信託が保有する当社株式122,354株を含めております。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	298 百万円	
賞与引当金計上額	6,188 "	
退職給付引当金計上額	47,649 "	
減損損失	5,847 "	
未払事業税否認	726 "	
資産除去債務	3,618 "	
関係会社株式評価損等	13,496 "	
その他	4,517 "	
繰延税金資産小計	82,342 "	
評価性引当額	△ 16,815 "	
繰延税金資産合計	65,527 "	
2. 繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△ 13,838 百万円	
退職給付信託設定益	△ 18,171 "	
資産除去債務	△ 1,237 "	
その他有価証券評価差額金	△ 13,319 "	
その他	△ 5 "	
繰延税金負債合計	△ 46,572 "	
繰延税金資産	65,527 百万円	
繰延税金負債	△ 46,572 "	
繰延税金資産の純額	18,954 "	

**(関連当事者との取引に関する注記)**

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高
子会社	日通キャピタル㈱	直接100%	資金の貸付 資金の借入	資金の貸付 資金の借入 (注1)	4,258	短期貸付金	9,682
					98,200	短期借入金	223
					10,000	長期借入金	20,000
子会社	日通商事㈱	直接100%	同社の製品 を当社が購入	リース資産 の購入 (注 2)	2,698	—	—
				現物配当の 受領 (注3)	4,980	—	—
関連会社	日通リース& ファイナンス㈱	直接49%	リース取引	リース資産 の購入 (注 2)	—	リース債務 (短期)	2,343
						リース債務 (長期)	5,708

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社では、グループ内の資金の効率化を図ることを目的としたCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しており、短期貸付金及び短期借入金の取引金額は期中平均残高を、長期借入金の取引金額は当期の新規借入金額を記載しております。また、金利については市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) リース資産の購入については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
- (注3) 日通商事㈱におけるリース事業の吸収分割に伴い、日通商事㈱が保有するリース事業に係る資産等を日通リース&ファイナンス㈱に移管し、その後、日通商事㈱が日通リース&ファイナンス㈱の全株式を当社に現物配当したものです。  
なお、取引金額は、「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づいて算定しております。
- (注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

**(1株当たり情報に関する注記)**

1. 1株当たり純資産額	4,085円	4銭
2. 1株当たり当期純利益	590円	68銭

- (注) 役員報酬BIP信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、「1株当たり当期純利益」算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。  
なお、信託が保有する当社株式は、当事業年度末においては、122千株、当事業年度における期中平均自己株式数は、123千株です。

**(重要な後発事象に関する注記)**

1. 単独株式移転による純粋持株会社体制への移行  
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
2. 自己株式の取得  
連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月11日

日本通運株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中島康晴 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小川伊智郎 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安永千尋 ⑩

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本通運株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。



#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2021年6月11日

日本通運株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中島康晴 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小川伊智郎 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安永千尋 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本通運株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イおよび同号ロの会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年6月11日

日本通運株式会社 監査役会

常勤監査役	林 田 直 也	㊟
常勤監査役	有 馬 重 樹	㊟
常勤監査役	神 吉 正	㊟
監 査 役	野 尻 俊 明	㊟
監 査 役	青 木 良 夫	㊟

(注) 常勤監査役 神吉 正、監査役 野尻俊明、監査役 青木良夫は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上